

建築士事務所廃止届

〔記入注意〕

1. 届出者は下記のとおりです。
業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡のときは、その相続人。開設者が破産したときは、その管財人。法人が合併により解散したときは、その役員であった者。法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人。
2. 摘要欄には該当する廃業事由に○、その他の場合は具体的な事由、廃業年月日欄に廃業された日付をご記入ください。
3. 開設者名・法人名・所在地等が登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから廃業届を提出してください。

一級（二級・木造）建築士事務所を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

氏 名

指定事務所登録機関

一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会会長 様

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又 は木造建築士事務所 の別	級建築士事務所			
登 録 申 請 者	個人 である とき	ふりがな 氏 名	建築士の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住 所	〒	電 話	
	法 人 で あ る と き	ふりがな 名 称			
		事務所所在地	電 話		
		役員の氏名及び役名			
建 築 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名		登 録 番 号	第 号	
	一級建築士、二級建 築士又は木造建築士 の別	級建築士	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士、木造建 築士の場合）		
現登録年月日及び登録番号		年 月 日 佐賀県知事登録 第 号			
廃業年月日		年 月 日			
※ 摘 要	廃業事由 1 個人から法人へ 2 法人から個人へ 3 開設者の死亡 4 法人の合併・解散・破産 5 管理建築士の退職 6 業務廃止 7 他県へ移転 8 その他（事由 ）				